

第2章

栃木県における 市町村合併の取組

第2章 栃木県における市町村合併の取組

- 1 「栃木県市町村合併推進要綱」の策定
- 2 「栃木県市町村合併支援本部」の設置
- 3 栃木県市町村合併支援プランの策定
- 4 人的支援
- 5 「栃木県市町村合併推進審議会」の設置
- 6 「栃木県市町村合併推進構想」の策定
- 7 その他の主な取組

1 「栃木県市町村合併推進要綱」の策定

○ 策定年月

平成13年1月

○ 策定の趣旨

調査研究機関に市町村合併に関する調査研究を委託し、「栃木県市町村合併推進要綱調査研究委員会」※において、住民生活上の結びつき・市町村行政の結びつきなどの客観的な分析や県内各界・各層へのアンケート調査の分析等を行った結果を踏まえ、市町村や住民の方々等が、自主的・主体的に市町村合併について議論する際の参考となるよう、本要綱を策定。

○ 要綱の内容

① 県内市町村の現況分析

「県民生活の結びつき」と「市町村行政の結びつき」を客観的に分析（クラスター分析）し、市町村の一体性・類似性を検討。

② 県内市町村の変遷と今後の課題

③ 広域行政及び市町村合併の効果と懸念される事項への対応

④ 市町村合併に関する意向

⑤ 栃木県における合併パターン

市町村合併を含む地域の将来像を具体的かつ活発に論議する際の一つのきっかけとなるような、市町村の具体的な組合せ（合併パターン）を、あくまで例示的に提示。

Aパターン（総合分析型）：客観分析に加え、アンケート調査の結果を総合的に勘案し、整理した組合せ。基本的に県内全市町村によって重複なく構成される。A-1（15組合せ）、A-2（21組合せ）の2つのパターンに分けて示す。

Bパターン（客観分析型）：県民生活、市町村行政に係る客観分析（クラスター分析）によって整理した組合せ。県内全市町村によって重複なく構成される。B-1（12組合せ）、B-2（19組合せ）の2つのパターンに分けて示す。

Cパターン（アンケート調査等配慮型）：総合的な分析において、アンケート調査や地域における気運の状況等に配慮した7組合せ。

⑥ 市町村合併に関する取り組み

※ 栃木県市町村合併推進要綱調査研究委員会

座長	古池 弘隆	（宇都宮大学工学部教授）
委員	金崎 英美子	（宇都宮大学教育学部教授）
	鈴木 五郎	（国際医療福祉大学教授）
	横田 光雄	（（財）地方自治研究機構理事長代理）
	横道 清孝	（政策研究大学院大学教授）
	池田 敏	（栃木県市長会事務局長）
	小倉 増嗣	（栃木県町村会事務局長）
	細谷 勝實	（真岡市総務部長）
	石塚 英彦	（岩舟町企画課長）
	関口 眞弘	（栃木県総務部地方課長）
事務局	（株）富士総合研究所社会基盤研究部	

2 「栃木県市町村合併支援本部」の設置

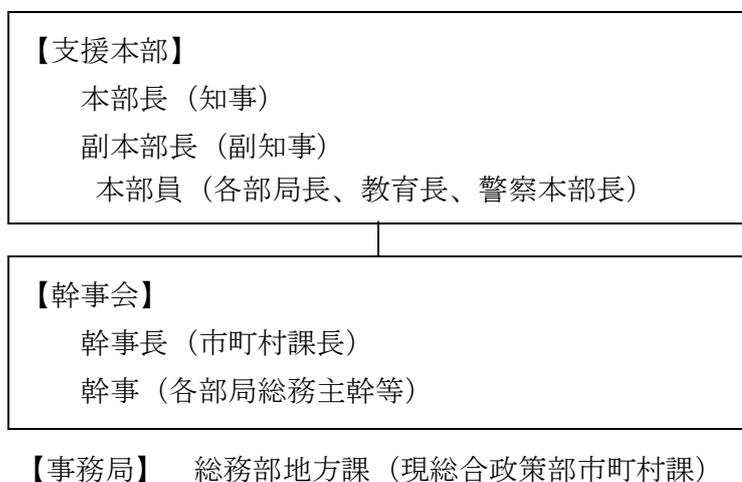
○ 設置の目的

本県における自主的・主体的な市町村合併の推進を広域的な調整機関として支援するため、知事を本部長とする「栃木県市町村合併支援本部」を設置。

○ 所掌事務

- ① 市町村の自主的・主体的な合併に対する支援に関すること。
- ② 市町村合併についての気運醸成に関すること。
- ③ 市町村合併の推進の支援に係る総合的な調整に関すること。
- ④ その他市町村合併の推進のために必要な事項に関すること。

○ 支援本部の組織



○ 設置年月日

平成13年8月27日

○ 主な取組内容

- ① 各種普及啓発事業
シンポジウム・講演会・説明会の開催、パンフレット・ポスター作成 等
- ② 合併重点支援地域の指定等
市町村合併に関する気運の盛り上がりのある地域について、あらかじめ市町村の意見を聴き、「合併重点支援地域」に指定し、支援方策を検討
- ③ 市町村支援方策
市町村合併に向けた市町村における研究・検討等に対し、合併前の協議会に対する支援方策や、合併を前提とした市町村建設計画の策定等に対する支援方策等を検討

※ 改正合併新法の施行により、目的規定等の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正

○ 栃木県市町村合併支援本部の開催状況

開催日		議題等
1	平成13年9月12日	<p>1 <u>栃木県市町村合併支援本部の取組について</u> 今後の取組について</p> <p>2 <u>政府の「市町村合併支援プラン」の概要</u></p>
2	平成14年1月9日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「佐野市、田沼町、葛生町」の指定</p>
3	平成14年3月26日	<p>1 <u>栃木県市町村合併支援プランの策定について</u></p>
4	平成15年3月25日	<p>1 <u>栃木県市町村合併支援プランの改定について</u> 現行支援プランの拡充（合併協議会等への人的支援の拡充、合併支援マニュアルの作成、市制施行要件の見直し等）</p> <p>2 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「黒磯市、西那須野町、塩原町」の指定 「日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町」の指定</p>
5	平成15年6月10日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「大平町、岩舟町、藤岡町」の指定</p>
6	平成15年7月22日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「南那須町、烏山町、馬頭町、小川町」の指定 「宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町」の指定</p>
7	平成15年9月10日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「氏家町、喜連川町」の指定 「矢板市、塩谷町」の指定</p>
8	平成15年10月14日	<p>1 <u>栃木県市町村合併支援プランの改定について</u> 現行支援プランの拡充（広域行政圏による合併に対する市町村合併特別交付金の割増し措置）</p>
9	平成15年11月25日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「大田原市、湯津上村、黒羽町」の指定</p>
10	平成15年12月25日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「南河内町、石橋町、国分寺町」の指定</p>
11	平成16年1月27日	<p>1 <u>合併重点支援地域の指定について</u> 「真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町」の指定</p>

開催日		議題等
12	平成16年2月10日	<u>1 合併重点支援地域の変更について</u> 「宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町」 を「宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町」に変更
13	平成16年4月27日	<u>1 合併重点支援地域の指定解除について</u> 「大平町、岩舟町、藤岡町」の指定解除
14	平成16年9月13日	<u>1 合併重点支援地域の指定解除について</u> 「真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町」の指定解除
15	平成16年10月12日	<u>1 合併重点支援地域の指定について</u> 「鹿沼市、粟野町」の指定
16	平成16年11月9日	<u>1 合併重点支援地域の指定解除について</u> 「南那須町、烏山町、馬頭町、小川町」の指定解除
17	平成17年1月11日	<u>1 合併重点支援地域の指定及び指定解除について</u> 「南那須町、烏山町」の指定 「馬頭町、小川町」の指定 「矢板市、塩谷町」の指定解除
18	平成17年2月8日	<u>1 合併重点支援地域の指定解除について</u> 「宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町」の指定解除
19	平成17年3月22日	<u>1 栃木県市町村合併支援プランの取扱いについて</u> 合併特例法の経過措置の対象地域への措置（合併特例法の一部改正により設けられた経過措置の対象地域についても支援プランの対象とする）
20	平成18年3月28日	<u>1 栃木県市町村合併推進構想の策定について</u> 構想対象市町村の組合せの位置付け 組合せ1 「宇都宮市・上河内町・河内町」 組合せ2 「真岡市・二宮町」 <u>2 新栃木県市町村合併支援プランの策定について</u>
21	平成19年11月27日	<u>1 栃木県市町村合併推進構想〔第2次〕について</u> 構想対象市町村の組合せの変更（追加） 組合せ3 「 <u>栃木市・西方町・大平町・藤岡町・岩舟町・都賀町・小山市・野木町</u> 」（下線は優先的取組）

開催日		議題等
22	平成 21 年 3 月 27 日	<p>1 <u>栃木県市町村合併推進構想〔第3次〕について</u></p> <p>構想対象市町村の組合せの変更</p> <p>組合せ3のうち、優先的取組とした「栃木市・西方町・大平町・藤岡町・岩舟町・都賀町」を「栃木市・西方町・大平町・藤岡町・都賀町」に変更（法定合併協議会が設置されたことによる変更）</p>
23	平成 21 年 11 月 24 日	<p>1 <u>栃木県市町村合併推進構想〔第4次〕について</u></p> <p>構想対象市町村の組合せの変更</p> <p>組合せ3のうち、優先的取組とした「栃木市・西方町・大平町・藤岡町・都賀町」を「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町」に変更（法定合併協議会が設置されたことによる変更）</p>
24	平成 22 年 10 月 26 日	<p>1 <u>改正合併特例法下における栃木県市町村合併支援プランの策定について</u></p>

3 栃木県市町村合併支援プランの策定

(1) 「栃木県市町村合併支援プラン」の策定

○ 策定年月日

平成14年3月26日

○ 策定の趣旨

合併旧法の期限である平成17年3月までに多くの市町村で成果があがるよう、それぞれの地域の状況を踏まえ積極的に支援を行う必要があることから、市町村が合併による新しいまちづくりを行うに当たっての「栃木県市町村合併支援本部」(H13.8.27設置)の支援策をまとめた支援プランを策定し、これを実施することにより、自主的な市町村合併を促進し、地域の活性化と個性あるまちづくりを支援するものである。

○ 対象地域

- ① 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村
- ② 県の合併重点支援地域に指定された市町村
- ③ 平成17年3月までに合併した市町村

○ 支援プランの内容

- ① 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村への支援
研究会等が行う調査研究等への助成、市町村合併の気運醸成への支援 等
- ② 県の合併重点支援地域に指定された市町村への支援
将来像等に係る調査・研究の支援、普及啓発事業の重点的实施、人的支援 等
- ③ 平成17年3月までに合併した市町村への支援
「市町村合併特別交付金」の交付、国・県事業の優先採択等、人的支援 等
- ④ 県事業による具体的な支援
合併重点支援地域及び合併市町村に対し、市町村建設計画の策定に向けた協議を踏まえ、県事業について当面の支援策を講じることにより、当該地域における総合的かつ計画的な新市町村の建設を支援

○ 県における支援体制の充実強化

- ① 市町村合併の普及・啓発の充実
パンフレットの配布・活用、広報誌・ホームページによる啓発 等
- ② 市町村合併相談窓口の設置
市町村合併相談室(総務部地方課内)との連携のもと、関係部局に相談窓口を設置

(2) 「栃木県市町村合併支援プラン」の改定

○ 平成15年3月25日改定

合併協議会等への人的支援の拡充、合併支援マニュアルの作成、市制施行要件の見直し 等

市町村合併相談室及び市町村合併相談窓口による助言

○ 平成15年10月14日改定

市町村合併特別交付金の割増し（広域行政圏による市町村合併の場合）

(3) 「新栃木縣市町村合併支援プラン」の策定

○ 策定年月日

平成18年3月28日

○ 策定の趣旨

平成18年3月には市町村数が33市町となるなど、成果を上げてきているが、市町村が基礎自治体としての機能をさらに充実強化することができるよう、合併新法の下で、栃木縣市町村合併推進構想を策定し、引き続き、自主的・主体的な市町村合併を推進していく必要があることから、市町村が合併による新しいまちづくりを行うに当たっての「栃木縣市町村合併支援本部」の支援策をまとめた支援プランを策定し、これを実施することにより、自主的・主体的な市町村合併を促進し、地域の活性化と個性あるまちづくりを支援するものである。

○ 対象地域

- ① 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村
- ② 構想に位置付けられた構想対象市町村
- ③ 合併新法に基づいて合併した市町村

○ 支援プランの内容

- ① 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村への支援
市町村合併の気運醸成への支援、市町村等からの要請に基づく支援
- ② 構想に位置付けられた構想対象市町村への支援
合併協議会が行う調査研究等への助成、普及啓発事業の重点的实施、人的支援 等
- ③ 合併新法に基づいて合併した市町村への支援
「市町村合併支援交付金」の交付、国・県事業の優先採択等、人的支援 等
- ④ 県事業による具体的な支援
構想対象市町村及び合併市町村に対し、合併市町村基本計画の策定に向けた協議を踏まえ、県事業について当面の支援策を講じることにより、当該地域における総合的かつ計画的な新市町村のまちづくりを支援

○ 県における支援体制

- ① 市町村合併の普及・啓発
パンフレットの配布・活用、広報紙・ホームページによる啓発 等
- ② 市町村合併相談室及び市町村合併相談窓口による助言
市町村合併相談室（総務部市町村課内）との連携のもと、関係部局における相談窓口による情報提供や助言

(4) 「改正合併特例法下における栃木県市町村合併支援プラン」の策定

○ 策定年月日

平成22年10月26日

○ 策定の趣旨

平成22年4月1日に改正合併新法が施行され、自主的な合併を円滑化するための措置は引き続き存置されたものの、国や都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置が廃止された。

一方で、基礎自治体である市町村においては、人口減少・少子高齢化の進行や、さらなる権限移譲に対応するため、行財政基盤を強化することが急務の課題となっている。

県では、市町村合併は今後も市町村の行財政基盤の強化のために有効な手段の一つであると考え、改正合併新法下においても、自主的・主体的な市町村合併の取組が円滑に進むよう支援することとし、支援プランを策定するものである。

○ 対象地域

- ① 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町（②の市町を除く。）
- ② 法定合併協議会において合併協議を行う市町
- ③ 改正合併新法に基づいて合併した市町

○ 支援体制

- ① 栃木県市町村合併支援本部により、市町村合併の取組に対し全庁的な支援
- ② 市町村合併相談窓口
総合政策部市町村課行政担当との連携のもと、関係部局における相談窓口による助言・情報提供

○ 支援プランの内容

- ① 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町への支援
市町からの要請に応じて市町が行う普及啓発事業へ支援、合併に関する助言・情報提供
- ② 法定合併協議会において合併協議を行う市町への支援
合併に関する助言・情報提供、合併協議会が行う調査研究等への助成、人的支援等
- ③ 改正合併新法に基づいて合併した市町への支援
合併に関する助言・情報提供、「市町村合併支援交付金」の交付、人的支援等
- ④ 県事業による具体的な支援
合併市町に対し、合併市町村基本計画の策定に向けた協議を踏まえ、県事業について支援策を講じることにより、総合的かつ計画的な新市町のまちづくりを支援

4 人的支援

(1) 法定合併協議会事務局への職員派遣

年度	法定合併協議会（派遣先）	人数	派遣期間	派遣先での職（派遣元）
H14	佐野市・田沼町・葛生町 合併協議会	1	H14年度（1年間）	事務局次長（地方課）
H15	佐野市・田沼町・葛生町 合併協議会	1	H15年度（1年間）〔継続〕	事務局次長（地方課）
	黒磯市・西那須野町・塩原町 合併協議会	1	H15年度（1年間）	事務局次長（地方課）
	日光市・今市市・足尾町・栗 山村・藤原町任意合併協議会	1	H15.4.1~7.17	事務局次長（地方課）
	日光地区合併推進協議会		H15.7.18~9.30	
	今市市・足尾町・藤原町・栗 山村合併協議会		H15.10.1~12.21	
	日光地区合併協議会		H15.12.22~H16.3.31	
	南那須地区町村合併研究会	1	H15.4.1~6.30	事務局次長（地方課）
	南那須地区合併協議会		H15.7.1~H16.3.31	
	塩谷地区合併研究会	1	H15.4.1~6.24	事務局次長（地方課）
	大平町・岩舟町・藤岡町 合併協議会	1	H15.7.1~H16.3.31	事務局次長（地方課）
H16	黒磯市・西那須野町・塩原町 合併協議会	1	H16.4.1~9.30〔継続〕	事務局次長（市町村課）
	日光地区合併協議会	1	H16年度（1年間）〔継続〕	事務局次長（市町村課）
	南那須地区合併協議会	1	H16.4.1~9.30〔継続〕	事務局次長（市町村課）
	大平町・岩舟町・藤岡町 合併協議会	1	H16.4.1~4.30〔継続〕	事務局次長（市町村課）
	大田原市・湯津上村・黒羽町 合併協議会	1	H16年度（1年間）	事務局次長（市町村課）
	南河内町・石橋町・国分寺町 合併協議会	1	H16年度（1年間）	事務局次長（市町村課）
	芳賀地区合併協議会	1	H16.4.1~8.31	事務局次長（市町村課）
H21	栃木地区合併協議会	1	H21.4.1~H21.10.31	事務局次長（市町村課）

(2) 市町村への職員派遣

年度	市（派遣先）	人数	派遣期間	派遣先での職（派遣元）
H17	さくら市	1	H17 年度（1 年間）	市民福祉部健康福祉課主幹兼課長補佐（市町村課）
	那須烏山市	1	H17. 10. 1～H18. 3. 31	市民福祉部福祉課主幹（市町村課）
	下野市	1	H18. 1. 10～H18. 3. 31	健康福祉部健康福祉課主幹兼課長補佐（市町村課）
H18	さくら市	1	H18 年度（1 年間）〔継続〕	市民福祉部健康福祉課主幹兼課長補佐（市町村課）
	那須烏山市	1	H18 年度（1 年間）〔継続〕	市民福祉部福祉課主幹（市町村課）
	下野市	1	H18 年度（1 年間）〔継続〕	健康福祉部健康福祉課主幹兼課長補佐（市町村課）
H19	下野市	1	H19. 4. 1～H20. 3. 26〔継続〕	健康福祉部健康福祉課主幹兼課長補佐（市町村課）

(3) 市町村職員の実務研修受け入れ

年度	市 町	人数	受け入れ期間	受け入れ課所
H16	氏家町	1	H16. 9. 1～H17. 2. 28	矢板健康福祉センター
	喜連川町	1		
	西那須野町	2	H16. 9. 1～11. 30	県北健康福祉センター
H17	南河内町	1	H17. 4. 1～12. 31	県南健康福祉センター
	石橋町	1		
	国分寺町	1		
	南那須町	1	H17. 4. 1～9. 30	烏山健康福祉センター
	烏山町	2		
	黒羽町	1	H17. 4. 1～9. 30	県北健康福祉センター
H22	大平町	1	H22. 2. 1～3. 26	県南健康福祉センター
	藤岡町	1		
	都賀町	1		

(4) 県の組織体制

- H11 ～15 年度：総務部地方課 行政担当
H16 年度：総務部市町村課 合併支援担当（3 名（5/1～4 名）体制）
H17 年度：総務部市町村課 合併支援担当（5 名体制・主幹配置）
H18 年度：総務部市町村課 合併支援担当（3 名体制・主幹配置）
H19 ～20 年度：総合政策部市町村課 行政・合併支援担当（合併支援業務 3 名体制）
H21 年度：総合政策部市町村課 行政・合併支援担当（合併支援業務 2 名体制）
H22 ～26 年度：総合政策部市町村課 行政担当

5 「栃木県市町村合併推進審議会」の設置

○ 設置根拠

「栃木県市町村合併推進審議会条例」(H17.6.22 施行、H22.3.31 失効)による。

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第60条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県市町村合併推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
※ 下線: 合併新法

○ 審議事項等

- ① 合併新法に基づき、県は、合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を策定することとなっており、構想の策定又は変更するときは、あらかじめ市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないこととされている。
- ② 市町村合併推進審議会は、①のほか、知事の諮問に応じ、自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができることとされている。
- ③ 構想に定める市町村の組合せに基づき設置されている合併協議会において協議が不調となった場合に、当該合併協議会からの申請に基づき、あっせん又は調停を行う市町村合併調整委員は、市町村合併推進審議会の委員の中から知事が任命することとされている。

○ 委員数及び任期

委員数 : 10人以内

任期 : 2年(再任も可)

○ 審議会委員

氏名	所属・役職	就任期間	備考
岩崎 修	とちぎ生涯学習文化財団 理事長	H17.8.2~H22.3.31	会長
落合 靖	栃木県農業協同組合中央会 専務理事	H17.8.2~H19.8.1	
齋藤 哲	栃木県経済同友会 専務理事	H17.8.2~H19.8.1	
清水 英世	栃木県町村会 会長	H17.8.2~H22.3.31	
神宮 由美子	栃木県女性団体連絡協議会 会長	H17.8.2~H22.3.31	
竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長	H17.8.2~H22.3.31	
中村 祐司	宇都宮大学国際学部 教授	H17.8.2~H22.3.31	
平山 喜助	旧塩原町長	H17.8.2~H19.8.1	
船田 眞里子	白鷗大学大学院 教授	H17.8.2~H22.3.31	会長代理

氏名	所属・役職	就任期間	備考
吉谷 宗夫	栃木県市長会 会長	H17. 8. 2～H21. 5. 19	
関澤 繁	栃木県経済同友会 専務理事	H19. 8. 2～H22. 3. 31	
高橋 勝泰	栃木県農業共同組合中央会 専務理事	H19. 8. 2～H22. 3. 31	
真杉 瑞夫	旧日光市長	H19. 8. 2～H22. 3. 31	
千保 一夫	大田原市長	H21. 10. 28～H22. 3. 31	

* 地域懇談会

構想を策定するに当たり、今後の参考とするため、県はもとより市町村合併推進審議会委員が直接、構想の検討対象市町村（17市町）に出向き、地域の方々の合併に関する自由な御意見等を伺うことを目的として、県が地域懇談会を開催。

○ 栃木県市町村合併推進審議会の開催状況

開催日		議題等
第1回	平成17年8月2日	【報告事項】 ① 旧合併特例法下での合併経過について ② 合併新法による合併推進について 【協議事項】 ① 構想策定の基本方針等について
第2回	平成17年11月8日	【協議事項】 ① 県内市町村の現況及び将来の見通しについて ② 合併の推進に関する基本的な事項について ③ 構想対象市町村・住民アンケート調査等の検討について 【報告事項】 ① 首長等アンケート調査結果について
地域懇談会	平成17年12月2日 ～ 12月27日	① <u>上河内町・河内町</u> （12/2）：住民代表（上河内町4名、河内町5名）、首長、町議会議長 ② <u>西方町・都賀町</u> （12/13）：住民代表（西方町5名、都賀町5名）、首長、町議会議長、県議会議員 ③ <u>大平町・藤岡町・岩舟町</u> （12/16）：住民代表（大平町5名、藤岡町5名、岩舟町5名）、首長、町議会議長 ④ <u>茂木町・市貝町・芳賀町</u> （12/20）：住民代表（茂木町5名、市貝町5名、芳賀町3名）、首長 ⑤ <u>真岡市・二宮町・益子町</u> （12/21）：住民代表（真岡市5名、二宮町5名、益子町5名）、首長、市町議会議長 ⑥ <u>栃木市</u> （12/26）：住民代表7名、市長、市議会議長、県議会議員 ⑦ <u>宇都宮市</u> （12/27）：住民代表6名、市長、市議会議長

開催日		議題等
第3回	平成18年2月16日	<p>【報告事項】</p> <p>① 県民アンケートの調査結果について</p> <p>② 地域懇談会の開催結果について</p> <p>【協議事項】</p> <p>① 自主的な市町村の合併を推進するための必要な措置について</p> <p>② 構想対象市町村の組合せの基本的な考え方について</p>
第4回	平成18年3月15日	<p>【協議事項】</p> <p>① 栃木県市町村合併推進構想（素案）について</p> <p>② 構想対象市町村の組合せについて</p>
第5回	平成18年3月23日	<p>【協議事項】</p> <p>① 構想対象市町村の組合せについて</p> <p>【審議事項】</p> <p>① 栃木県市町村合併推進構想（案）について</p>
第6回	平成19年2月8日	<p>【報告事項】</p> <p>① 構想対象市町村の状況について</p> <p>② その他報告事項について</p> <p>【協議事項】</p> <p>① 構想に係る検討対象地区の拡大等について</p> <p>② 県内市町村の将来の望ましい人口規模の検討について</p>
地域懇談会	平成19年6月21日 ・ 6月26日	<p>① 野木町（6/21）：住民代表6名、町長、町議会議員、県議会議員</p> <p>② 小山市（6/26）：住民代表8名、市長、市議会議員、県議会議員</p>
第7回	平成19年11月13日	<p>【報告事項】</p> <p>① 構想対象市町村等の状況について</p> <p>② その他報告事項について</p> <p>【協議事項】</p> <p>① 構想対象市町村の組合せの追加について</p> <p>【審議事項】</p> <p>① 栃木県市町村合併推進構想〔第2次〕（案）について</p>
第8回	平成21年3月16日	<p>【審議事項】</p> <p>① 栃木県市町村合併推進構想〔第3次〕（案）について</p> <p>【報告事項】</p> <p>① 合併市町村の現況等について</p>
第9回	平成21年11月12日	<p>【審議事項】</p> <p>① 栃木県市町村合併推進構想〔第4次〕（案）について</p> <p>【報告事項】</p> <p>① 第29次地方制度調査会の答申について</p>

6 「栃木県市町村合併推進構想」の策定

(1) 「栃木県市町村合併推進構想」

○ 策定年月日

平成18年3月28日

○ 策定の趣旨

合併新法（平成17年4月施行）において、県は、総務大臣が定める基本的な指針に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めることとされたことから、県では、市町村が基礎自治体としての機能をさらに発揮することができるよう、市町村合併推進審議会の意見を聴きながら「栃木県市町村合併推進構想」を策定。

○ 構想の内容

① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

地方分権時代の市町村のあり方、県の役割に関する基本的な考え方 等

② 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

県の役割に関する基本的事項、自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

○ 構想対象市町村の組合せ

広域行政圏域毎の検討を踏まえ、次の方針により組合せを決定

- 1) 小規模な市町村の行財政基盤の強化を図ることを優先した組合せ
- 2) 合併新法下の合併協議の状況など、合併の気運醸成を踏まえた組合せ

組合せ1 宇都宮市・上河内町・河内町

組合せ2 真岡市・二宮町

(2) 「栃木県市町村合併推進構想」〔第2次〕

○ 改定年月日

平成19年11月27日

○ 構想対象市町村の組合せの追加

組合せ3 栃木市・西方町・大平町・藤岡町・岩舟町・都賀町・小山市・野木町
(うち、優先的取組) 栃木市・西方町・大平町・藤岡町・岩舟町・都賀町

(3) 「栃木県市町村合併推進構想」〔第3次〕

○ 改定年月日

平成21年3月27日

○ 構想対象市町村の組合せの変更

組合せ3 栃木市・西方町・大平町・藤岡町・岩舟町・都賀町・小山市・野木町
(うち、法定合併協議会設置) 栃木市・西方町・大平町・藤岡町・都賀町

(4) 「栃木県市町村合併推進構想」〔第4次〕

○ 改定年月日

平成21年11月24日

○ 構想対象市町村の組合せの変更

組合せ3	栃木市・西方町・大平町・藤岡町・岩舟町・都賀町・小山市・野木町
------	---------------------------------

(うち、法定合併協議会設置) 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町

7 その他の主な取組

(1) 普及啓発関係

○ シンポジウム、講演会、説明会

- ・ 全国リレーシンポジウム（H13年度・宇都宮市）
（H14年度・日光市）
- ・ 市町村合併講演会（H13年度・西那須野町、佐野市）
- ・ 市町村合併説明会（H13年度・34回・延参加者数1,933名）
（H14年度・26回・延参加者数1,600名）
- ・ 市町村合併推進シンポジウム（H20年度・栃木市）

○ パンフレット・ポスター・リーフレット作成

○ ホームページ作成、テレビ番組制作等

(2) 情報提供、助言等

○ 「栃木県市町村合併支援マニュアル」の作成

「栃木県市町村合併支援プラン（平成15年3月改定）」に基づき、市町村合併に向けた検討や合併協議会における協議が円滑に進むよう、平成15年3月に市町村合併支援マニュアルを作成。

○ 合併協議会委員又はオブザーバーとして合併協議会に参加

(3) 財政的な支援

○ 合併前

法定合併協議会等が行う合併に関する調査研究及び普及啓発事業に対し、「市町村合併推進支援補助金」を交付

年度	補助対象	補助限度額	交付期間	補助率
◇ 合併旧法				
H14	法定合併協議会	500万円×構成市町村数	単年度	5/10
	任意合併協議会 研究会	100万円×構成市町村数		
H15 ・	法定合併協議会	1団体あたり1年度につき	2ヶ年度 (H15~H16)	10/10
	任意合併協議会	500万円		5/10
H16	研究会	100万円×構成市町村数	単年度 (H15)	5/10

年度	補助対象	補助限度額	交付期間	補助率
◇ 合併新法				
—	県の構想に位置付けられた構想対象市町村が設置した法定合併協議会	1 団体あたり 500 万円	単年度	10 / 10
◇ 改正合併新法				
—	法定合併協議会	1 団体あたり 500 万円	単年度	10 / 10

○ 合併後

合併市町村への円滑な移行に資する事業及び市町村建設計画（合併旧法）又は合併市町村基本計画（合併新法、改正合併新法）に基づく事業に対し「市町村合併特別交付金」（合併旧法）又は「市町村合併支援交付金」（合併新法、改正合併新法）を交付

交付対象	補助限度額	交付期間	補助率
◇ 合併旧法（市町村合併特別交付金）			
合併重点支援地域の指定を受け、合併旧法の適用を受け合併した市町村	5 億円 + (合併関係市町村数 - 2) × 1 億円 ※ 上限 10 億円, 広域行政圏の合併は交付総額 5 割増	合併した年度及びこれに続く 2 ケ年度間	10 / 10
◇ 合併新法（市町村合併支援交付金）			
県の構想に位置付けられ H22.3.31 までに合併した市町村	2 億円 + (合併関係市町村数 - 2) × 1 億円 ※ 上限 10 億円	合併した年度及びこれに続く 4 ケ年度間	10 / 10
◇ 改正合併新法（市町村合併支援交付金）			
合併した市町村	7 千 5 百万円 + (合併関係市町村数 - 2) × 2 千 5 百万円	単年度 (合併年度及びこれに続く 4 カ年度、基金への積立て可)	10 / 10